

すみだトリフォニーホールの指定管理者の指定について

1 施設の名称

すみだトリフォニーホール（墨田区錦糸一丁目2番3号）

2 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年）

3 指定管理者とする団体

(1) 名称

公益財団法人墨田区文化振興財団

(2) 所在地

墨田区錦糸一丁目2番3号

(3) 代表者氏名

理事長 澁谷 哲一

(4) 沿革

平成8年3月 法人設立

(5) 同種事業の実績（自治体からの受託運営等）

本区での実績

平成9年10月～平成18年3月 すみだトリフォニーホール管理運営受託

平成18年4月～現在 すみだトリフォニーホール指定管理者

平成28年11月～現在 すみだ北斎美術館指定管理者

4 選定経過及び選定理由

(1) 募集内容

指定管理者の選定に当たっては、すみだトリフォニーホールにおいて、大規模修繕を行うこととしており、「指定管理者の指定の手続等に関する要綱」第2条第4号に規定する公募しないこととする特別な事情に該当している。

また、現指定管理者による施設の管理運営状況を評価した結果、区が定める水準を充たしている。

以上のことから、公募によらず、現指定管理者を指名した。

指定管理者の指定の手続等に関する要綱（抄）

（公募によらない指定管理者の指定）

第2条 指定管理者の指定に当たって公募しないこととする特別な事情があると認める場合は、次に掲げる場合とする。

(4) 施設の統廃合若しくは機能転換又は改築、大規模修繕、移転等（次条において「施設の廃止等」という。）の予定（検討中を含む。）がある場合

(2) 選定経過

墨田区指定管理者選定委員会において、主管部検討部会（外部委員を含む。）での審査を経た現指定管理者について、申請書類等に基づき、評価項目である①利用者サービスの向上、②効率的・効果的な施設の運営、③事業計画の遂行能力の3項目に関する審査を行った。

(3) 選定理由

審査の結果、現指定管理者は、評価項目の評価の合計点が設定した水準を超えたことから、すみだトリフォニーホールの設置目的を効果的・効率的に実現することが期待できるため選定した。

5 事業計画の要点

(1) 管理運営の方針

すみだトリフォニーホールの設置目的及び指定管理者制度の趣旨を踏まえ、以下の4つの運営方針を定めている。

- ① 地域の魅力づくりや活性化に貢献します。
- ② 誰もが気軽に音楽に触れ、参加できる機会の提供に貢献します。
- ③ 音楽を通じた地域コミュニティづくりに貢献します。
- ④ 次代を支える人づくりに貢献します。

(2) 主な提案内容

ア 利用者サービスの向上に関する提案

- (ア) 練習室WEB予約サービスの導入、ホール利用料金の当日追加の付帯設備料金のキャッシュレス決済方法の導入を検討する。
- (イ) クラシックだけでなくジャズやポップス等のバラエティに富んだ多彩なジャンルの舞台芸術を取り上げて、利用者層の裾野を広げる。
- (ウ) 新日本フィルハーモニー交響楽団との連携のもと区立小・中学校全校での音楽指導やワークショップ、中学校吹奏楽部への音楽指導、区内福祉施設等でのふれあいコンサートを実施する。また、区立小・中学校特別支援学級等の児童・生徒を対象とした「音楽療育アウトリーチ」を行っていく。
- (エ) 在住、在勤、在学、チケットメンバーズ会員割引のほか、近隣店舗と連携した割引制度の拡充を行う。
- (オ) 全てのフランチャイズ・オーケストラ活用コンサートで、来場者アンケートを実施し、X（旧Twitter）、Facebook、Instagramに寄せられた声やトリフォニーホール区民モニター制度も活用し、ニーズに応える公演を企画していく。

(カ) 大規模修繕中の事業計画

- ① フランチャイズ・オーケストラ活用コンサート
区内代替会場及び区外の施設で「墨田区民割引」対応のコンサートを実施する。
- ② アウトリーチ事業
大規模修繕中も引き続き区立小・中学校全校に出向き、アウトリーチ活動を行う。
- ③ ジュニア・オーケストラ事業
原則休止とするが、休止中も団員への連絡は行い、休館中も再開できるよう努力する。

イ 効率的・効果的な施設の運営に関する提案

- (ア) 指定管理料（提案額）：399,600,000円
- (イ) 日常の保守点検を十分に行い、計画的な維持補修・予防保全に努める。
- (ウ) 第三者委託については、業務の効率化及び業務内容を見直し、真に必要と認められる範囲で委託することにより、経費の削減に努める。
- (エ) 大規模修繕について、修繕に係る調査への協力、ホール利用者への周知、フランチャイズ・オーケストラや株式会社アルカタワーズ等との調整など、修繕に向けた業務として区と緊密に連携していく。
- (オ) 第三者委託は、可能な限り区内に本社や支社を置く業者への発注に努める。
- (カ) 多様な利用のあり方のPR、施設の空き状況を適宜更新し公開する。

ウ 事業計画の遂行能力に関する提案

- (ア) 音楽に造詣の深い人材により、新たな事業の企画を展開できるよう体制の強化を図る。

- (イ) 今までの豊富な経験と実績をもとに、区と連携・協力しながら取り組んでいける体制を確保する。
- (ウ) 「目標管理制度」を実施するとともに、アドバイザリーボードを活用した職員研修、公認会計士や税理士等の専門家による実務実践的な会計研修を実施していく。
- (エ) 個人情報保護法をはじめ、関係法令に従い、適正な情報の取扱いを徹底し、「公益財団法人墨田区文化振興財団個人情報保護規程」に基づき、適正な取扱いの確保に努める。
- (オ) 公演担当者を苦情受付の担当者とし、管理職が苦情処理責任者として適切に対応する。
- (カ) 災訓練を実施し、緊急時・災害時の連絡体制、事故等への即応体制を構築する。

6 現指定管理者による施設の管理運営状況

(1) 施設の利用状況・指定管理料等の推移

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 ※1	106,446人	164,928人	191,281人
施設稼働率 ※1	83.5%	93.0%	92.5%
指定管理料 ※2	384,671,535円	370,455,663円	374,722,000円
利用料金収入	94,419,250円	116,459,940円	125,415,800円

※1 対象施設：大ホール及び小ホール

※2 令和3年度は新型コロナウイルス感染症による損失補填を実施した。令和4～5年度は光熱水費高騰による追加支出を行った。

(2) 施設の管理運営状況に関する評価

ア 業務運営

- (ア) 事業内容・サービス水準は、コロナ禍を除き、計画どおり実施されている。コロナ禍においても、感染対策を十分に行い、事業継続に尽力した。
- (イ) フランチャイズ・オーケストラである新日本フィルハーモニー交響楽団との関係も良好で、連携事業の展開もスムーズに行われるなど、計画どおり実施されている。コロナ禍後は、事業の入場者数も好調である。
また、アウトリーチ事業には力を入れており、区立小・中学校全校での展開だけでなく、福祉施設でも実施し、音楽療法を取り入れた活動も開始している。
- (ウ) 情報提供については、ウェブサイトやXなどのSNSにより、適宜実施されている。

イ 運営体制・管理体制

- (ア) 運営体制・管理体制については、適切に整備されている。指定管理者として、4期にわたり受託してきた事業者としての経験を十分に生かし、円滑な館運営を行っている。モニタリングでの現地立入調査及び抜き打ち検査でも改善要求を行うレベルの内容はない。
- (イ) 保守点検についてはコスト感覚を持ちつつ、設備などの不具合の際には、迅速に対応している。
また、スタッフの接遇については、適切かつ丁寧な対応により、利用者アンケートでは好評を得ている。スタッフ間での情報共有も行われ、改善に向けた努力も行い、一層のサービス向上に向けた姿勢もある。

審査結果

12名の委員が評価し、その合計点により審査を行った。

評価項目（配点）	得点
	公益財団法人 墨田区文化振興財団
1 利用者サービスの向上（44点×12人＝528点）	377点
(1) 利用者にとって平等に利用できる環境が整えられているか （4点×12人＝48点）	36点
(2) 施設の設置目的を達成するための事業計画となっているか （32点×12人＝384点）	271点
ア トリフォニーホールにおけるホールの特性にあった多様なジャンルのコンサートの実施提案など、区民に親しまれるホールとなるための積極的な提案となっているか。 （8点×12人＝96点）	(65点)
イ 音楽を区民にとって身近なものとする取り組みの内容が充実しているか。 （8点×12人＝96点）	(71点)
ウ 安価で良質な音楽鑑賞の機会を提供する提案となっているか。 （8点×12人＝96点）	(69点)
エ 区民に自主的な芸術文化活動の場を提供する取り組みの内容が充実しているか。 （8点×12人＝96点）	(66点)
(3) 利用者サービスの向上につながる独自の提案があり、実現が可能か （4点×12人＝48点）	37点
(4) 利用者の要望・意見等を聴くための手段と業務改善の取組があるか （4点×12人＝48点）	33点
2 効率的・効果的な施設の運営（28点×12人＝336点）	201点
(1) 施設の設置目的を踏まえた管理・運営方針となっているか （4点×12人＝48点）	36点
(2) 施設の維持管理経費を節減するための積極的な取組があるか （8点×12人＝96点）	51点
(3) 提案額は、事業計画を実現するための適正な額となっているか （4点×12人＝48点）	27点
(4) 区民の雇用や区内企業の活用を図る取組があるか （4点×12人＝48点）	30点
(5) 利用者の増加策や施設稼働率（利用率）向上への取組は効果的か （8点×12人＝96点）	57点
3 事業計画の遂行能力（28点×12人＝336点）	221点
(1) 経営状況及び財政基盤は安定しているか （8点×12人＝96点）	63点
(2) 職員構成、職員数及び組織の管理・運営体制は適切か （6点×12人＝72点）	46点
(3) 管理責任者及び職員の資格や経験は適切であり、職員のスキルアップに向けた取組は十分か （4点×12人＝48点）	30点
(4) 個人情報保護の徹底及び積極的な情報公開を行う計画となっているか （2点×12人＝24点）	18点
(5) 災害その他緊急時の危機管理体制及び苦情処理体制は明確か （4点×12人＝48点）	28点
(6) 同種事業に関する本区での実績の有無、他の自治体での実績の有無 （4点×12人＝48点）	36点
合計（100点×12人＝1200点）	799点

すみだトリフォニーホール指定管理者 申請者提案概要

項目	
1 利用者サービスの向上	
(1) 利用者にとって平等に利用できる環境が整えられているか	・施設の利用促進、公平・公平な施設利用、柔軟かつ多彩な利用環境の整備 ・練習室 WEB 予約サービスの導入、ホール利用料金の当日追加の付帯設備料金について、キャッシュレス決済方法の導入を検討
(2) 施設の設置目的を達成するための事業計画となっているか	・フランチイズ・オーケストラである新日本フィルとの連携により、効果的な事業展開 ・クラシックだけでなく、ジャズやポップス、伝統芸能等のバラエティに富んだ多彩なジャンルの舞台芸術を実施し、利用者層の裾野の拡大 ・新日本フィルとの連携のもと区立小中学校全校での音楽指導やワークショップ、中学校の吹奏楽部への音楽指導、区内福祉施設等でのふれあいコンサートを実施 ・区立小中学校特別支援学級等の児童生徒を対象として「音楽療育アウトリーチ」を実施 ・ジュニア・オーケストラの育成と公演機会の確保 ・区内音楽団体等の音楽活動の支援（すみだ音楽祭等） ・ホールに触れる機会等の提供（バックステージツアーやパイプオルガンなど演奏体験） ・公演情報の積極的発信（ホームページ、X、メールマガジンなど） ・大規模修繕工事中の取組みについての提案（区内代替会場及び補完的に区外施設での区民割引対応コンサートを実施、アウトリーチ活動の実施、ジュニア・オーケストラの再開等に向けた準備）
(3) 利用者サービスの向上につながる独自の提案があり、実現が可能か	・チケットの WEB 販売、練習室 WEB 予約サービスの導入、施設の空き状況の情報提供 ・区内在住、在勤、在学割引、チケットメンバーズ会員割引のほか、近隣店舗と連携した割引制度の拡充 ・20才の区民を対象に、希望者を募って無料招待 ・すみだフィルムコミッション等とも連携し、撮影利用を誘致 ・経験豊富なスタッフによるサポート体制の整備
(4) 利用者の要望・意見等を聴くための手段と業務改善の取組があるか	・すべてのフランチイズ・オーケストラ活用コンサートで来場者アンケートを実施 ・X（旧 Twitter）、Facebook、Instagram に寄せられた声を活用しニーズに応える公演を企画 ・令和3年度からは「トリフォニーホール区民モニター」制度を導入
2 効率的・効果的な施設の運営	
(1) 施設の設置目的を踏まえた管理・運営方針となっているか	・安全・安心な施設運営のための定期点検の実施 ・計画的な維持補修、予防保全の対応 ・大規模修繕についても、修繕に係る調査への協力、ホール利用者への周知、フランチイズ・オーケストラや株式会社アルカタワーズ等との調整など、修繕に向けた業務として区と緊密に連携
(2) 施設の維持管理経費を節減するための積極的な取組があるか	・第三者委託は、業務の効率化及び業務内容の見直しを進め、経費を削減 ・光熱水費の削減
(3) 提案額は、事業計画を実現するための適正な額となっているか	・指定管理料（提案額）：399,600,000 円
(4) 区民の雇用や区内企業の活用を図る取組があるか	・第三者委託は区内業者への発注に努め、スタッフは可能な限り区民の雇用を促進

項目	
(5) 利用者の増加策や施設稼働率（利用率）向上への取組は効果的か	・練習室 WEB 予約サービスの導入 ・多様な利用のあり方のPR、施設の空き状況を適宜更新し公開 ・音楽事務所等への積極的な案内
3 事業計画の遂行能力	
(1) 経営状況及び財政基盤は安定しているか	・経常利益（収益） 令和5年度：1,079,044千円 令和4年度：1,046,177千円 ・流動比率 令和5年度：192.5%、令和4年度：180.7% ・固定長期適合率 令和5年度：78.7%、令和4年度：82.9% ・自己資本比率 令和5年度：77.5%、令和4年度：79%
(2) 職員構成、職員数及び組織の管理・運営体制は適切か	・音楽に造詣の深い人材により、新たな事業の企画を展開できるよう体制強化 音楽事業部長1名、音楽事業課長1名、音楽事業係長1名、音楽事業係員4名、ホールサービス係長1名、ホールサービス係員4名 ・平成9年の開館時から管理運営を担ってきた豊富な経験と実績をもとに、区と連携・協力しながら取り組んでいける体制を確保
(3) 管理責任者及び職員の資格や経験は適切であり、職員のスキルアップに向けた取組は十分か	・「目標管理制度」を実施、アドバイザーボードを活用した職員研修、公認会計士や税理士等の専門家による実務実践的な会計研修を実施予定 ・管理責任者及び職員は、ホールの管理運営を長年担ってきた経験豊富な職員を配置
(4) 個人情報保護の徹底及び積極的な情報公開を行う計画となっているか	・個人情報保護法をはじめ、関係法令に従い、適正な情報の取扱いを徹底 ・「公益財団法人墨田区文化振興財団個人情報保護規程」に基づき、適正な取扱いの確保
(5) 災害その他緊急時の危機管理体制及び苦情処理体制は明確か	・防災訓練の実施、緊急時・災害時の連絡体制、事故等への即応体制 ・公演担当者が苦情を受け、管理職が苦情処理責任者として対応
(6) 同種事業に関する本区での実績の有無、他の自治体での実績の有無	・すみだトリフォニーホール管理運営 平成9年10月（開館）～平成18年3月 ・すみだトリフォニーホール指定管理者 平成18年4月～現在 ・すみだ北斎美術館指定管理者 平成28年11月（開館）～現在

すみだトリフォニーホール大規模修繕期間（休館）中の指定管理について

1 休館中の指定管理に関する方針

次期のすみだトリフォニーホール（以下「ホール」という。）の指定管理期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間としている。

ホールは、次期指定管理期間内に大規模修繕を行うこととしており、約2年間休館する予定である。

休館中、施設管理業務は縮小するが、以下の業務を行い、適切なホールの管理運営を行うこととする。

2 休館中に指定管理者が行う施設管理業務

（1）工事調整業務

- ① 大規模修繕に係る施設内の調査への協力
- ② 修繕工事の進捗及び施設の管理運営状況の確認
- ③ 工事の状況や進捗に応じた、ホール内の資材置き場や備品等の移設場所の調整

（2）外部調整業務

アルカタワーズ街区及び近隣への定期的な情報提供や調整

（3）施設貸出業務

休館中及び再開後の施設貸出しに関する問合せ対応や申請受付業務

3 休館中に指定管理者が行う事業

原則的には、開館中と同様の効果となるよう事業を実施するが、一部事業については、休止又は縮小する。

また、一部事業については、区民割など区民還元を行うとともに、ホールのプロモーションによる新たなファン獲得を目指して、区内代替会場や区外で実施することも想定している。

（1）フランチャイズ・オーケストラ活用コンサート【縮小】

（2）アウトリーチ【例年どおり実施予定】

音楽指導等：全区立小・中学校36校（小学校各校1回、中学校各校2回）

ふれあいコンサート：区内施設20か所

（3）ジュニア・オーケストラ【原則休止】

（4）SNS等での積極的な広報、チケット販売

（5）リニューアルオープンに向けた戦略的なプロモーションやイベントの準備・周知活動

4 休館中の指定管理料について

休館中は、施設管理に係る委託料等が一部減額となる。また、区内会場の確保状況によっては、公演事業の縮小や区外施設の利用も想定している。

該当年度ごとの事業計画の内容に基づき、指定管理料を算定（縮減）する予定である。